

令和7年度ぐんま三大梅林宝探し実施業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度ぐんま三大梅林宝探し実施業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業実施主体

群馬県高崎行政県税事務所

※以下「委託者」という。

4 業務の目的及び宝探し型イベントについて

(1) 業務の目的

群馬県は古くから梅の産地として全国的に有名であり、なかでも西上州には「ぐんま三大梅林」と言われる安中市の「秋間」、高崎市の「榛名」「箕郷」の3つの梅林が広がっている。以上3つの梅林が位置する、安中市秋間地域、高崎市榛名地域及び同市箕郷地域（以下「該当地域」という。）において、地域住民や県内外の観光客を対象とした宝探し型イベントを実施することで、該当地域の観光資源の認知度向上と観光事業者への支援を図り、もって高崎安中地域の経済活性化を図ることを目的とする。

(2) 宝探し型イベントについて

本事業における宝探し型イベントとは、参加者がクイズ（※1）形式の指示が記載された参加冊子入手又はイベントWebページ等で確認し、チェックポイント（※2）を訪れるものである。

委託者が設定した条件を達成した参加者は、賞品申し込みを行うことができる。

※1 クイズの内容は該当地域にゆかりのある内容とすること。

※2 この地点は該当地域の観光資源に関する地点であること。

5 事業内容

次のとおり、イベントに係る企画運営業務を実施する。

なお、イベントの形式は、参加者がヒントに基づきクイズを解いてチェックポイントを訪れキーワードを集めるものし、委託者が設定した条件を達成した場合には賞品申し込みが可能となるものとする。

(1) 開催予定期間

令和8年2月中旬から令和8年3月下旬までの期間

(2) イベントの企画

ア イベント名称及び実施内容については、子ども（小・中学生）及びその家族を中心とする世代を対象に、観光施設等を周遊する仕組みとし、集客効果を含む企画とすること。

イ イベントの難易度については、小学生からの参加を念頭にいた世代が参加できる内容とすること。

ウ チェックポイント及びヒント提供場所はそれぞれについて3か所とし、該当地域内の観光施設等に設定すること。

エ 参加者は、参加冊子又はイベントWebページ等をチェックポイントにて閲覧し、クイズを解く形式とすること。

オ イベントには、エリアゆかりのストーリー性をもたせること。

カ イベントクリア者に抽選で賞品を送る仕様とすること。ただし、抽選と賞品の発送作業は委託者が行う。

キ イベントクリア者の抽選賞品応募に当たっては、アンケート回答を必須条件とすること。

ク イベントの参加料は、無料とする。

ケ 参加冊子にはエリアの施設に関する情報を掲載すること。

(3) 製作物及びイベントの告知

ア イベントで使用する必要な製作物については、(2)の内容を踏まえ、以下のものを受託者が作成すること。

- ・ 参加冊子の電子データ（A4判・6ページ巻き三つ折りパンフレット、PDF形式）
- ・ 広報ポスターの電子データ（A2判カラーポスター、PDF形式）
- ・ チェックポイント設置物（キーワードパネル3個）
- ・ アンケート用紙の電子データ（PDF形式）

イ 上記アにおける製作物に必要な写真等は、委託者が用意したものを使用すること。ただし、予算の範囲内でより効果的な素材を用意できる場合には、委託者の確認を得たうえで、受託者が用意した素材を使用しても差し支えない。

ウ イベント運営マニュアルを作成すること。

エ 宝探しイベントのLP（ランディングページ）を作成すること。同ページは実施期間や参加方法、景品の紹介、群馬県HPへのURL等の記載をすること。

6 著作権

- (1) 受託者は、本契約の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）を、全て無償で委託者に譲渡するものとする。そのほか、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
- (3) 受託者は、制作し、納品したコンテンツについて、委託者が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法第18条から第20条までに規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。
なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下原著作物という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を採った上で本業務に当たることとし、原著作物の著作権等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- (5) コンテンツが第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合、その他委託者の責めに帰する事由により原著作物の著作権等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこと。

7 納入成果物

受託者は、以下の成果物を納入すること。

- (1) 5(3)アの参加冊子の電子データ、広報ポスターの電子データ、チェックポイント設置物
- (2) 5(3)アのチェックポイント設置物の電子データ（PDF形式）
- (3) 5(3)ウのイベント運営マニュアルの電子データ（PDF形式）
- (4) 5(3)アのアンケート用紙の電子データ（PDF形式）

8 秘密の保持

従事者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 支払方法

全業務完了後の精算払とする。

10 その他

- (1) 提案募集への応募に係る諸経費は採否にかかわらず応募者側の負担とする。
- (2) 委託業務の実施のために負担する 受託者の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、委託者との連絡調整を十分に図ること。
- (4) 事業計画等に、重要な変更が生じる場合には、事前に委託者と協議を行うこと。